

東京都火災予防条例上の禁止行為について

東京都火災予防条例上の禁止行為とは、火災が発生した場合に多数の人命に危険がおよぶと思われる場所（東京都火災予防条例第 23 条における指定場所）において、「喫煙」「裸火使用」「危険物品持ち込み」を禁止するというものです。指定場所にはこれらの行為を禁止する旨の標識が設置されています。ただし、行おうとする行為について申請し、消防署長が火災予防上支障がないと承認した場合に、必要最小限の範囲で行為を行うことが可能になります。ただし、喫煙は解除されることはありません。必ず定められた喫煙所で喫煙をしてください。

●裸火の使用

(1) 裸火とは

- ア. 気体、液体、固体燃料を使用し、炎、火花を発生させるものまたは発熱部を外部に露出するもの。
- イ. 電気を熱源とする器具では、発熱部が赤熱して見えるもの（発熱部が焼室、風道、庫内に面しているホットプレート、ヘアードライヤー、オープンなどを除く）及び外部に露出した発熱部で可燃物が触れた時着火するおそれがあるもの（表面温度 400℃以上）。

(2) 裸火使用の要件

使用する機器などの位置、構造などが関係法令に定める保安基準に適合しているほか、次の要件を満たし、必要最小限とする。なお、装飾としてのキャンドル、アルコールランプなどの使用は原則として承認しない。

(3) 使用位置

1. 周囲の可燃物から火災予防上安全な距離を確保する。
2. 出入口・階段及び危険物品その他易燃性物品から 5m 以上の距離を確保する。
3. 可燃物が転倒または落下するおそれがない場所とする。

(4) 安全措置

1. 防火防災担当責任者など（Maker Faire Tokyo 事務局）による監視及び使用後の点検などの体制を講じる。
2. 従業員など（Maker Faire Tokyo 出展者）による監視・消火などの体制を講じる。
3. 使用者（Maker Faire Tokyo 出展者／来場者）が裸火の使用を容易に停止できる措置を講じる。
4. 裸火を使用する小間ごとに消火器（能力 2 単位以上）を配置する。
5. 火気器具は特性・性能などが明確かつ安全性が確保されているものを使用する。
6. ガス器具を使用する場合は、ガス過流出防止装置（ヒューズコック）付きのものかまたはガス漏れ警報機を設置する。
7. ガス配管は金属管とし、継ぎ手はネジ・フランジまたは溶接とし、床面に固定する。
8. 液化石油ガスの容器は、容器組み込み型（カートリッジタイプ）とする（ex.カセットコンロ）。気体燃料を使用する機器は 1 個につき 58kW 以下とする。
9. 排気筒は屋外に出す。
10. 火炎を出すものは火炎の長さが 10cm 以下とする。
11. 火炎を飛散させるものは飛散範囲が 10cm 以下とし、飛散範囲とその周囲 1m 以内は不燃材で飛散防止措置を講じる。
12. 液体燃料を使用するものは必要最小限の量とし、展示開場中は給油し

ない。

13. 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び固体燃料を熱源とするその他の機器を使用する場合は、展示に伴う実演に限るもので必要最小限とする。
14. 裸火は入場者などに危険を及ぼさないよう防護措置を講じる。火葉類を使用した裸火は使用できない。地震動により動かないように耐震固定をする。
15. 申請数によっては、事務局で数量を調整させていただく場合があります。

●危険物品の持ち込み

(1) 危険物品とは

- ア. 危険物
消防法別表第 1 に掲げるガソリン、軽油など引火性液体、酸化性固体、液体などの危険物。
- イ. 指定可燃物
火災予防条例別表第 7 に掲げる可燃性液体類及び可燃性固体類。
- ウ. 火葉類
火葉類取締法第 2 条第 1 項および第 2 項で定める火葉、爆葉、火工品及びがん具煙火。
- エ. 一般高圧ガス保安規則に定めるプロパン、アセチレン、水素、アンモニアガスなどの可燃性ガス。

(2) 危険物品の持ち込み要件

消防法令または防火に関する法令に違反を生じないほか、次の要件を満たし、必要最小限とする。

- ア. 次の 1 から 6 に掲げる場合は、「危険物品」に該当する物品であっても、必要最小限の範囲であれば規制対象とはならない。
1. 展示品：実演を伴わず展示のみを行う場合で、容器に密閉されているものに限る。
 2. 展示のみを行う車両のタンク内に密閉状態で内蔵されている潤滑油など。（エンジンなどの始動や走行を伴うものは除く）
 3. 展示されるモーター・油圧機などに密閉状態で内蔵されている潤滑油など。（燃料など使用により消費するものは除く）
 4. 装飾品として使用され、可燃性固体類に該当するパラフィンで作られている美術品。
 5. フライパンや鉄板にひく油など、調理に使用する動植物油（揚げ物などに使用する場合を除く）。
 6. 日常の清掃に使用しているクリーナーなど。ただし、規制対象外とされている危険物品であっても、数量を合算し、所定の数量以上となる場合は、消防法、火災予防条例などの基準が適用されることになる。持ち込みに関してはすべて消防署へ申請する。
- イ. 危険物品の位置
1. 危険物は出入口、階段から水平距離 6m 以上、その他の危険物品は 3m 以上の距離を確保する。
 2. 火気使用場所から水平距離で 5m 以上の距離を確保する。ただし、不燃材料で防火上有効な遮断をした場合は除く。
- ウ. 安全措置
1. 防火防災担当責任者などによる監視及び取り扱い後の点検などの体制

- を講じる。
2. 危険物品を持ち込む小間ごとに適応する消火器（能力 2 単位以上）を配置する。
 3. 液体危険物を取り扱う場合は油流出処理剤を各ホールごとに必要量以上準備する。
 4. 液体危険物を取り扱う配管は金属管とし、継ぎ手はネジ、フランジ、溶接とし、床面に固定する。
 5. 可燃性蒸気の発生が著しい場合は、蒸気を屋外の安全な場所に排出する設備を設ける。
 6. 液体危険物を飛散させるおそれのある機器には、不燃材で飛散防止措置を講じる。
 7. 混合発火のおそれがある危険物品は、同一場所では取り扱わない。
 8. 公開中は、液体危険物の補給を行わない。
 9. 展示用車両などのタンク内の燃料は、必要最小限とし、会場内での抜き取り、補給はしない。
 10. がん具用煙火は他の物品と混在させず、火葉量 5kg を超える場合は、蓋のある不燃材の容器で取り扱う。
 11. その他危険物品の性状などに応じた安全措置を講じる。
 12. 保管は、密栓をし、他の物品と隔離する。
 13. 申請数によっては、事務局で数量を調整させていただく場合があります。

主催者は本要項の内容を予告なく変更する場合がございます。ご不明な点、出展に関するご希望などは、Maker Faire 事務局までメールにてお問い合わせください。